

除排雪用建設機械等貸付取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が所有する除排雪用建設機械等（以下「建設機械等」という。）を県の除雪事業を受託する者に貸付するにあたり、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年秋田県条例第33号）及び秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）の取扱いによるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付の範囲)

第2条 建設機械等を貸付ける場合は、除雪事業の促進を図る必要がある、且つ、県が施行する除雪事業の遂行に支障のない場合に限る。

2 建設機械等の貸付を受けることができる者は、県の除雪事業を受託する者とする。

(建設機械等の種類)

第3条 貸付する建設機械等の種類は、ロータリ除雪車、除雪トラック、除雪ドーザ、除雪グレーダ、小型除雪車、凍結防止剤散布車等とする。

(借受の申請)

第4条 建設機械等を借受ようとする者は、様式第1号による建設機械借受申請書を委託者に提出するものとする。

(貸付の決定及び通知)

第5条 委託者は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し貸付しようとする建設機械等について、あらかじめ主管課を經由して知事の承認を受けた後、様式第2号により申請者に通知するものとする。

(貸付期間の延長)

第6条 委託者は、建設機械等を借受けた者（以下「借受人」という。）の申請により、貸付期間を延長することができる。

2 借受人は、貸付期間の延長を申請するときは、様式第3号による建設機械貸付期間延長申請書を委託者に提出するものとする。

(貸付料)

第7条 県の除雪事業の委託に係わるものについては無償とする。

除排雪用建設機械等貸付取扱要綱

(貸付条件)

第8条 建設機械等の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 建設機械等の引渡及び返納に要する一切の費用並びに貸付期間中の通常の維持管理費を負担すること。
 - (2) 建設機械等を転貸しないこと。
 - (3) 建設機械等を借受けた目的以外の用途に使用しないこと。
 - (4) 建設機械等は貸付けた後において、県の事業の施行その他やむを得ない事由により委託者から当該建設機械等の返還の請求があったときは、その指示に従いこれを返納すること。
- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる条件以外の条件を付することができる。

(建設機械等の引渡及び返納)

第9条 建設機械等の引渡は、通知書に指定した期日及び場所において、これを行い、借受人は建設機械等の引渡を受けたときは、直ちに様式第4号による建設機械等借用書を、委託者に提出しなければならない。

- 2 借受人は貸付期間満了により建設機械等を返納しようとするときは、あらかじめ様式第5号による建設機械等返納書を委託者に提出し、通知書に指定された期日及び場所において、返納するものとする。

(建設機械等の期限前の返納)

第10条 借受人は、建設機械等を返納期日前に返納しようとするときは、委託者に建設機械等返納書を提出し、返納の期日及び場所等について指示を受けなければならない。

(建設機械等の検収)

第11条 委託者は、建設機械等の返納があった時は、借受人を立ち会わせてうえ、職員に検査させ収納させるものとする。

(建設機械等の使用注意義務)

第12条 借受人は善良な管理者の注意をもって建設機械等を使用し、または保管しなければならない。

(建設機械等の亡失、損傷、故障)

第13条 借受人は、建設機械等を亡失、損傷又は故障したときは、直ちにその事実及び事由について様式第6号による建設機械等亡失・損傷・故障報告書

除排雪用建設機械等貸付取扱要綱

を委託者に提出してその指示を受けなければならない。

- 2 前項の亡失、損傷、又は故障が借受人の責に帰すべき事由によるときは、借受人は自己の負担において、これを補填し、又は修理しなければならない。

(実績報告書)

第14条 借受人は、建設機械等の使用実績について、様式第7号による建設機械使用実績報告を、翌月5日までに委託者に提出しなければならない。

(建設機械等の返還を命ずる場合)

第15条 委託者は、借受人が次の各号の一に該当する場合は、借受人に対し、建設機械等の返還を命じ、これを指定の期日及び場所において返納させることができる。

- (1) 申請書又は報告書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 貸付条件に違反したとき。
- (3) その他借受人に貸与することが不適當であると認められる行為があったとき。

付 則

この要綱は、平成8年11月20日から施行する。